

川辺町町営住宅入居者募集案内

【募集内容】

1. 川辺西タウン、川辺東タウンの入居者を募集します。
(所在地) 西タウン：川辺町西栃井1785番地1
東タウン：川辺町比久見438番地4
※複数の住戸に申し込むことはできません
2. 西タウン1階の住戸は優先入居該当住戸のため、高齢者世帯・障害者世帯・母子家庭等の該当者を優先します。詳細はお問い合わせください。
3. 申し込みが複数ある場合は抽選とします。
4. 申し込みは、川辺町役場基盤整備課等にある申込書に必要事項を記入し、関係書類を添えて下記期日までに提出してください。
(※ 申し込み関係書類は一切返却しません)

【募集戸数等】

川辺西タウンA棟	1階	103号室 (オール電化住宅)	
A棟	2階	202号室	
A棟	4階	403号室	
B棟	2階	203号室	
B棟	5階	502号室	
C棟	4階	403号室	
川辺東タウンA棟	2階	206号室	
B棟	3階	302号室	
B棟	3階	307号室	計9戸

【住宅の構造及び間取り】

構 造	西タウン	RC構造	5階建		
	東タウン	RC構造	3階建		
間取り	西タウンA棟	103号室	2LDK	約56㎡	
	A棟	202号室	3LDK	約67㎡	
	A棟	403号室	3LDK	約67㎡	
	B棟	203号室	3LDK	約67㎡	
	B棟	502号室	3LDK	約67㎡	
	C棟	403号室	3LDK	約67㎡	
	東タウンA棟	206号室	2DK	約65㎡	
	B棟	302号室	3DK	約65㎡	
	B棟	307号室	3DK	約65㎡	

【受付期間等】

受付期間：令和8年8月20日（木）から 令和8年9月9日（水）まで

(※ 土曜日・日曜日・祝祭日を除きます)

受付場所：川辺町役場 2階 基盤整備課 住宅担当

受付時間：午前9時00分から午後4時30分まで

※部屋の内覧等ご希望の方は、役場基盤整備課 住宅担当までご連絡ください。

【選 考】 書類審査の上決定、応募者多数の場合は公開抽選

抽選予定日 9月24日(木) 午前10:00～

【申し込み資格】 次の(1)、(2)、(3)、(4)全てに該当する必要があります。

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかな方
- (2) 一定の収入基準に当てはまること
(所得月額158,000円以下、裁量世帯については、214,000円以下)
所得月額 = (世帯全員の年間所得金額－控除額) ÷ 12月
- (3) 申込者又は同居者が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- (4) 市区町村税を滞納していないこと。

【家 賃】 入居する世帯の収入(所得月額)によって異なります。

【共益費】 共同施設の維持管理のため、家賃とは別に共益費(月額 5,000円程度)が必要となります。
*入居者は、地元自治会へ加入していただきます。

【駐車場】 駐車場が必要な場合は、月額3,300円/台となります。
***今回の入居募集に係る駐車場割り当て区画数は、1戸につき1区画(1台分)のみとなります。**

【入居可能予定日】 令和8年10月中旬

【その他】 ・ 入居決定された方は入居者と同程度の所得がある連帯保証人(1名)と、敷金(家賃の3ヶ月分)の納入が必要です。
・ その他詳細、不明な点は役場開庁時間内に下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

川辺町役場基盤整備課 住宅担当
電話 0574-53-7214

申し込みに必要なもの

1. 町営住宅入居申込書（様式1号）

2. 住民票等（入居予定者全員）

住民票（続柄がわかるものをお取りください。）

※省略なしのもの（住基コード・個人番号は除く）

3. 所得を証明するもの

令和8年度所得課税証明書（令和8年1月1日 時点に住民票があった市区町村の
税務窓口でお取りください。）

※原則19歳以上の入居予定者全員

4. 市区町村税の滞納がないことの証明書

（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）

申込書に付随の「証明願」を使い、現在お住まいの市区町村の税務担当窓口にて滞納がないことの証明書をお取りください。

*市区町村によっては、上記「証明願」での証明ができない場合があります。

この場合、入居予定者（19歳以上の方全員）の納税証明書又は完納証明書等を
市区町村の税務窓口でお取りください。

5. 通知用はがき（切手付きはがきの表面に、あなたの住所・氏名を記入してください）

6. 障害者手帳等（お持ちの方のみ：裁量世帯判定用）

- ・障害者手帳 1級～4級（写し）
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級～2級（写し）
- ・療育手帳 判定A又はB1（写し） など

詳細はお問い合わせください。

7. その他証明書（提出された書類だけでは不十分と認めた場合は、この他にも書類の提出を求めることがあります。）

《その他注意事項》

- ・郵便での申し込みはできません。ご事情のわかる方がお持ちください。
- ・公営住宅に入居している方は申し込みできません。
（ただし、特別な理由がある場合はこの限りではありません）
- ・申し込み内容に虚偽があった場合は入居決定を取り消す場合があります。
- ・町営住宅では、犬、猫等動物を飼うことはできません。

※その他詳細は、役場基盤整備課までお問い合わせください。

【よくある質問】

Q：月額所得の計算方法は？

A：次のとおりです。

$$(\text{年間総所得} - \text{控除額}) \div 12 \text{月} = \text{月額所得}$$

注1：所得のある方が2人以上いる場合の年間総所得金額は、それぞれの所得金額を合計します。

注2：1人につき複数の所得がある場合の年間総所得は、それぞれの年間総所得を合計します。

注3：一般世帯の場合は上記の計算によって求めた月額所得が15万8千円以下、裁量世帯(※)の場合は月額所得が21万4千円以下の方が申し込みできます。

※裁量世帯とは

入居者または同居者が以下のいずれかに該当する世帯をいいます。

(1) 高齢者世帯

60歳以上の方

(2) 障害者等世帯

(ア) 身体障害者手帳に記載された障害の程度が1～4級の方

(イ) 精神保健福祉手帳に記載された障害の程度が1～2級の方

(ウ) 療育手帳に記載された障害の程度が判定A又はB1の方

(3) 子育て世帯

同居者に中学校卒業までの子がいる世帯 等

* 個々の事例は、基盤整備課 住宅担当へお尋ねください。

Q：月額所得を計算するときの控除額とはいくらですか？

A：下記の一覧表のとおりです。

同居親族控除一人当たり	¥380,000
特定扶養控除（満16歳～23歳未満の扶養）	¥250,000
障害者控除	¥270,000
特別障害者控除（1・2級）	¥400,000
老人扶養控除（70歳以上）	¥100,000
寡婦・寡夫控除	¥270,000
ひとり親控除	¥350,000
基礎控除振替額	¥100,000

Q：家賃はいくらぐらいですか？

A：所得によって違いますので、一概にはお答えできません。

現在町営住宅に入居されている方は、2万～4万円程度の方が多いです。

Q：町内に在住、在勤でないと申し込みができませんか？

A：在住、在勤でなくても申し込みはできます。

Q：入居者の選考はどのようになっていますか？

A：書類の審査を経て、場合によっては申込者の現況調査を実施します。

その後申し込みが複数の場合は公開抽選で入居者を決定します。

Q：結婚はしていないが婚約している場合は入居できますか？

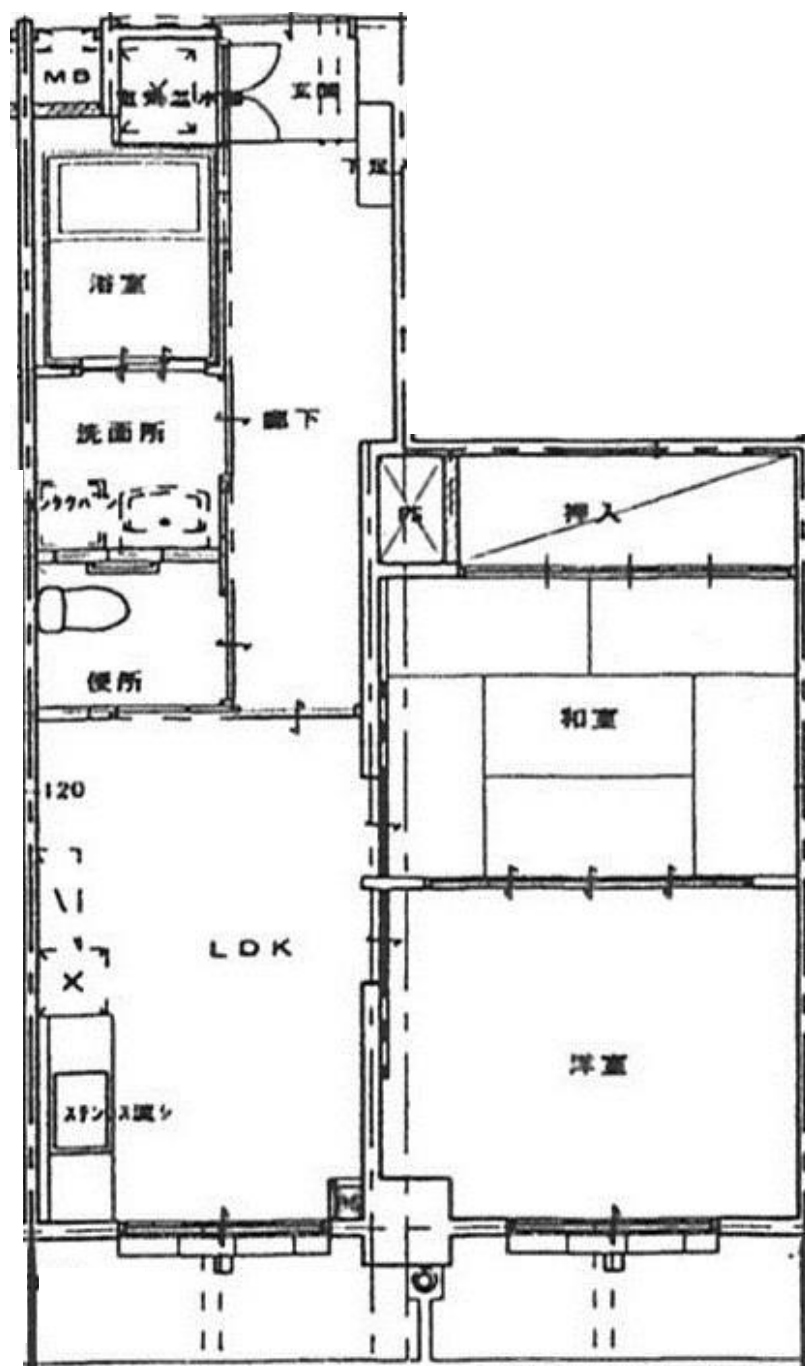
A：入居できますが、婚姻予約証明を提出してください。

Q：住宅に困窮しているとはどういったケースですか？

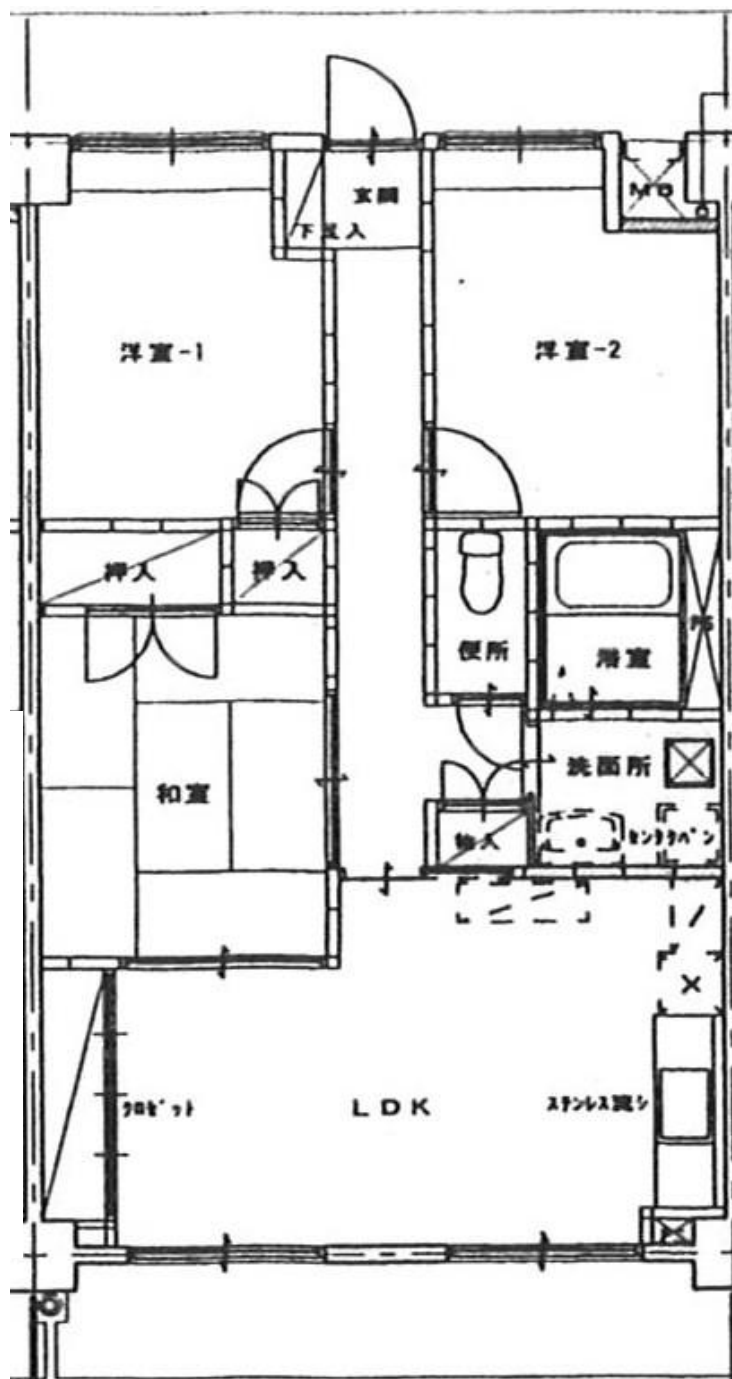
A：申込用紙に主だった理由がありますので、該当する箇所へ記入してください。

例としては「現在の住宅の立ち退きを求められている」「所得に対して家賃が高い」等がありますが、申込用紙に記載されている理由以外にあれば任意の用紙で結構ですので記入して提出してください。

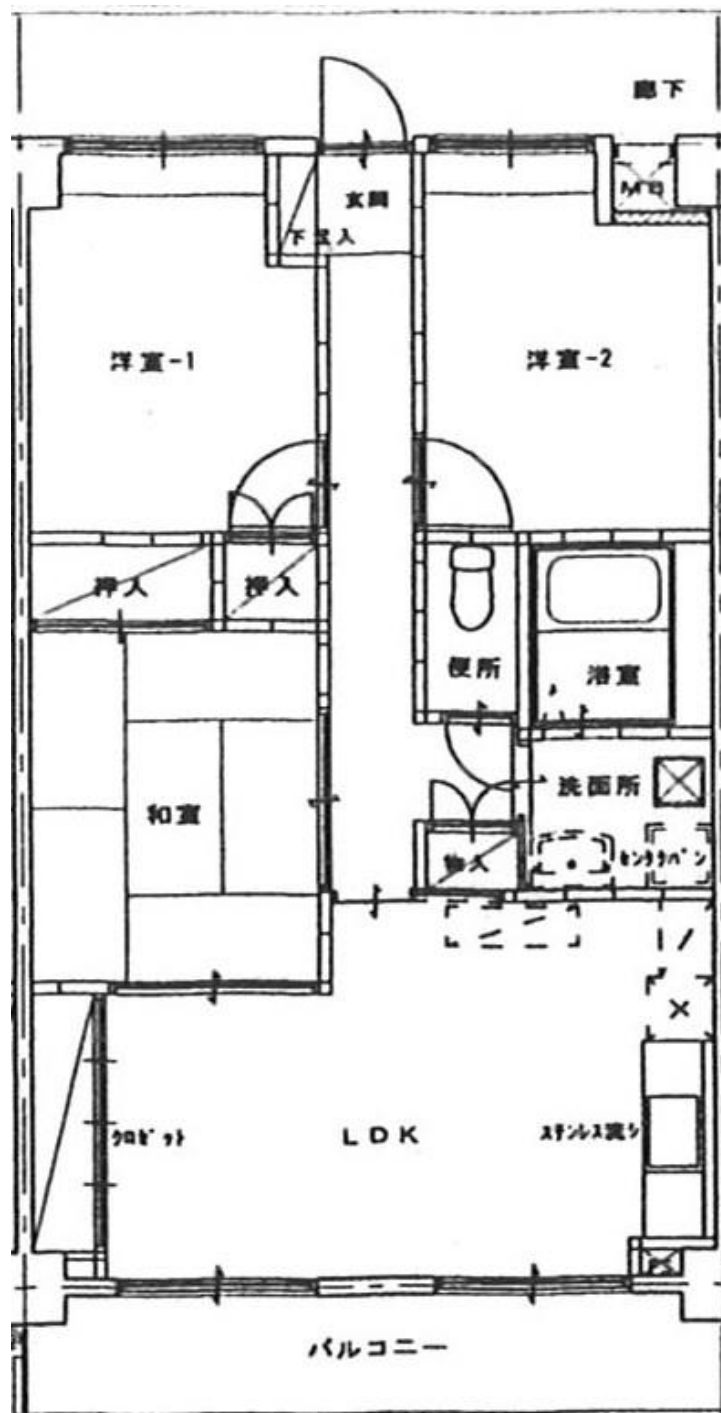
【間取図】



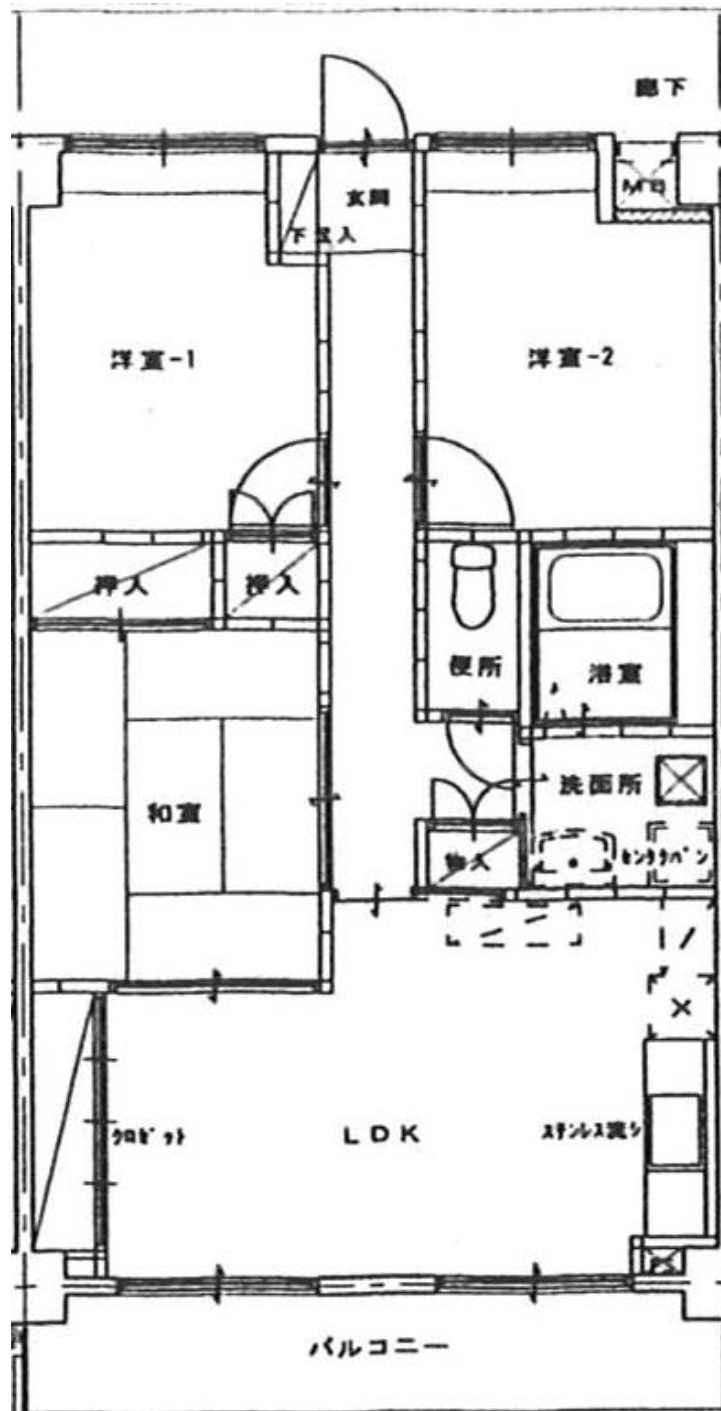
川辺西タウン A 棟103号室



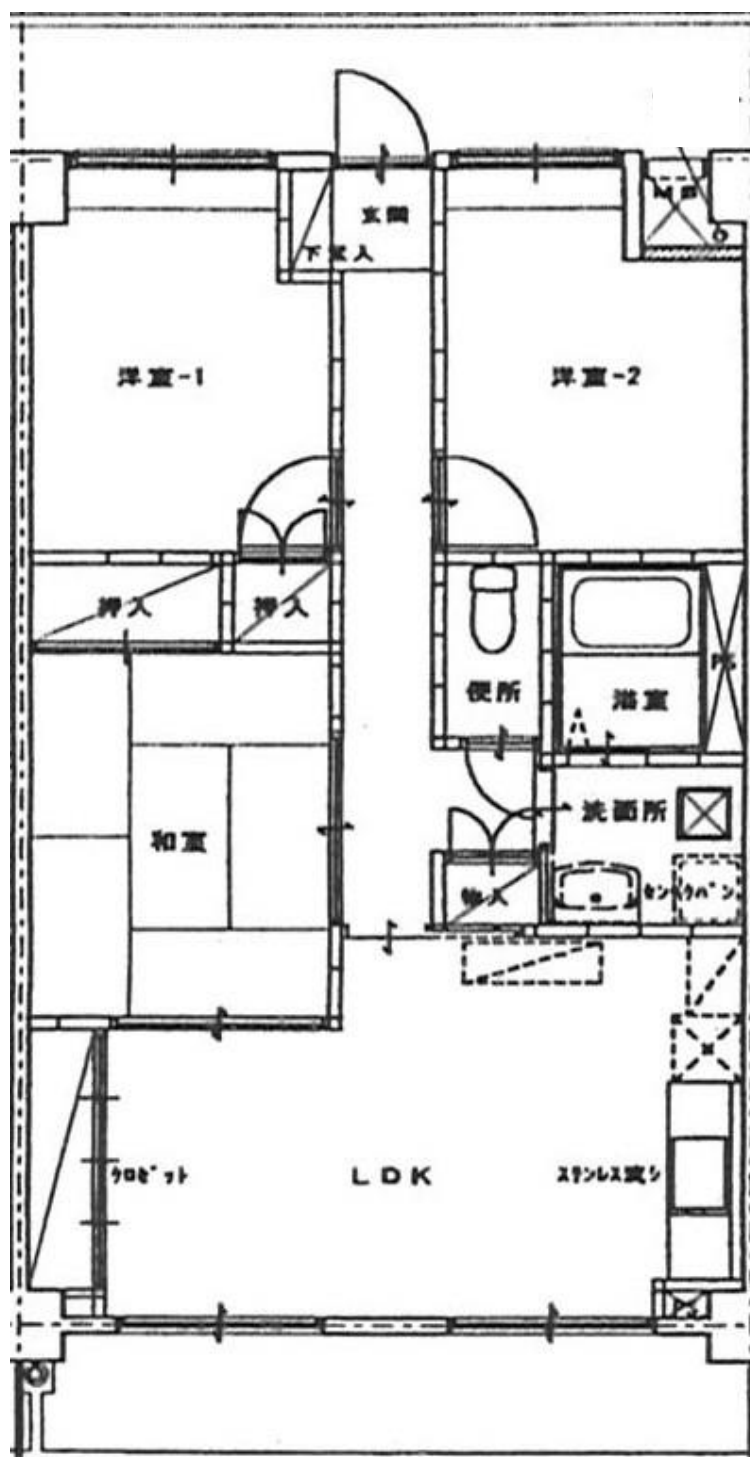
川辺西タウン A 棟202号室



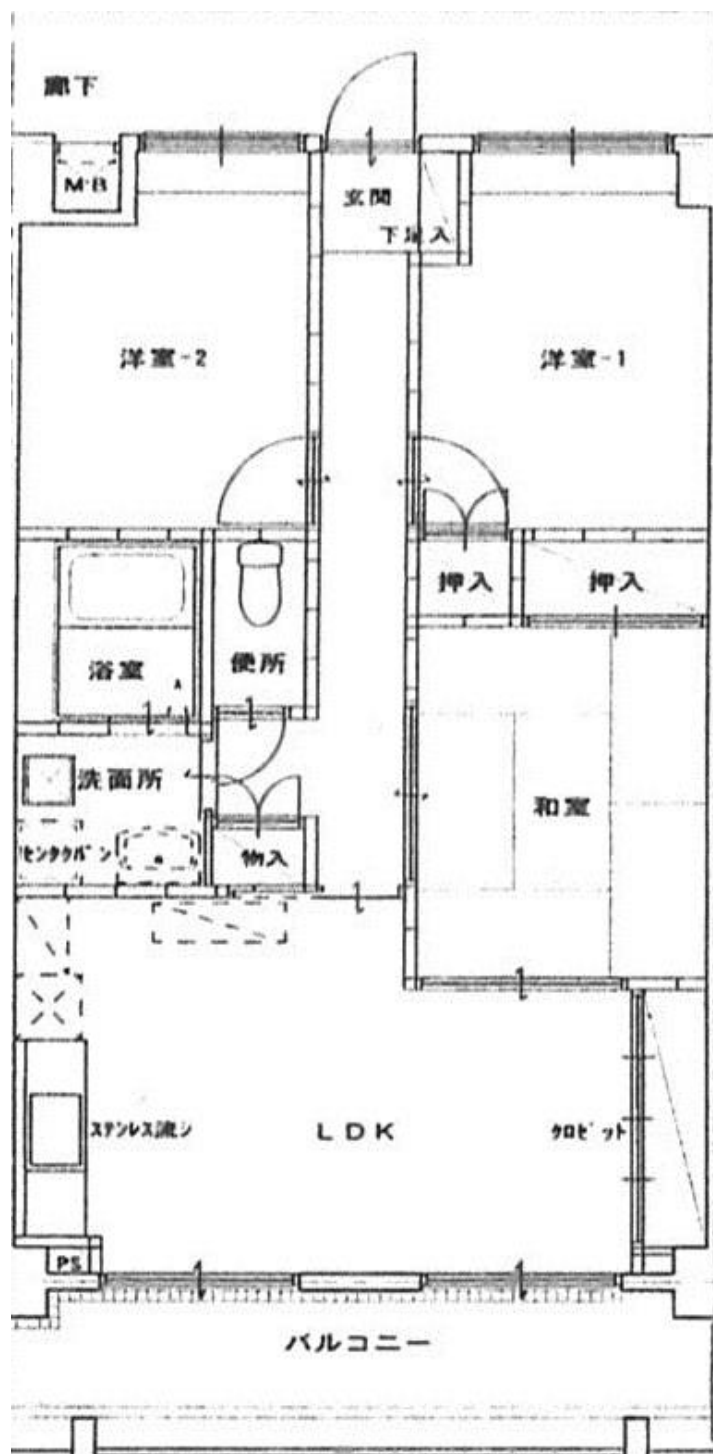
川辺西タウン A 棟403号室



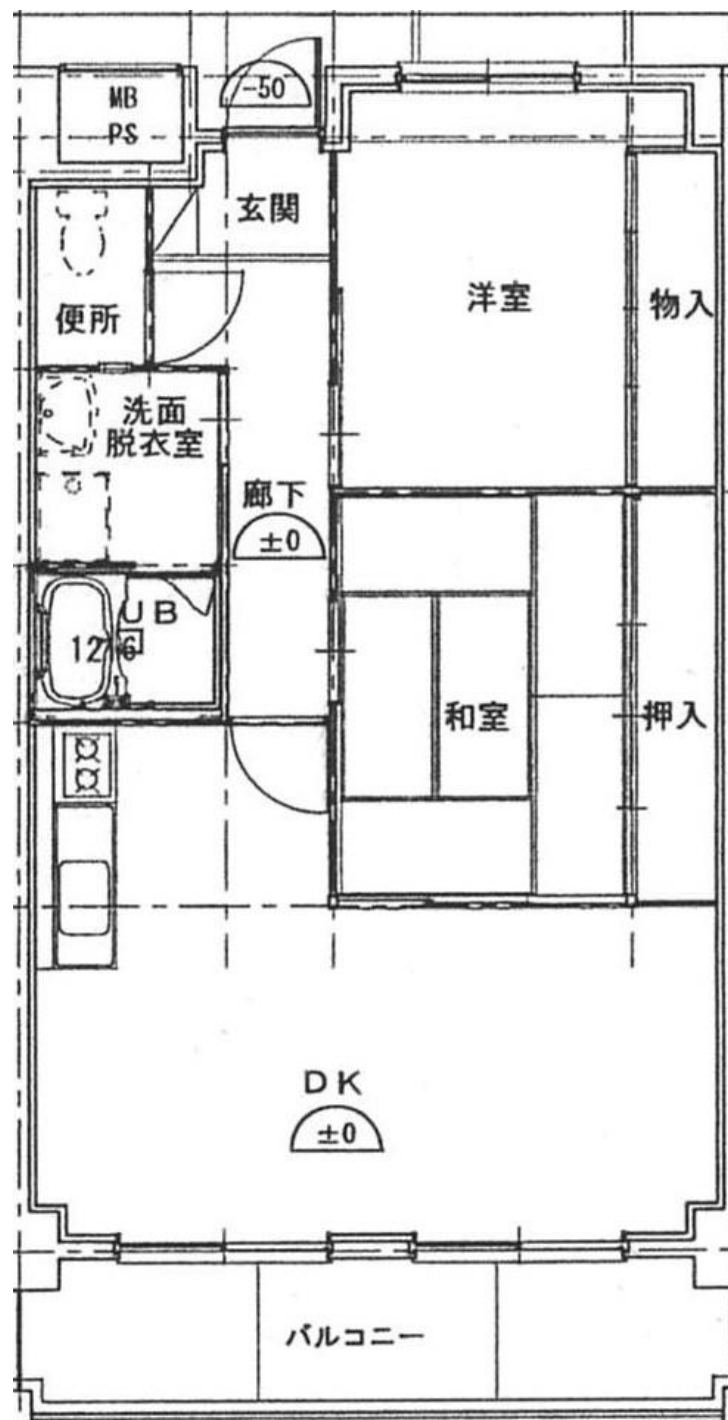
川辺西タウンB 棟203号室



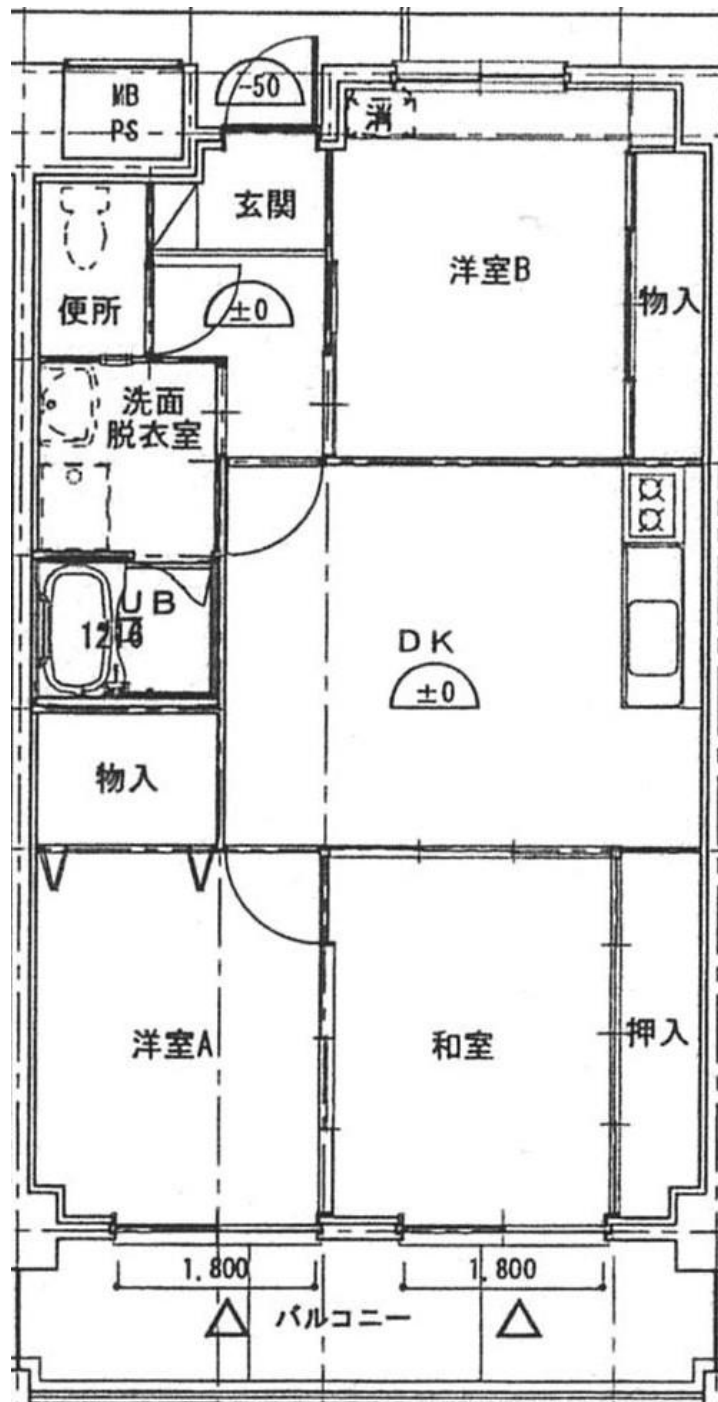
川辺西タウンB 棟502号室



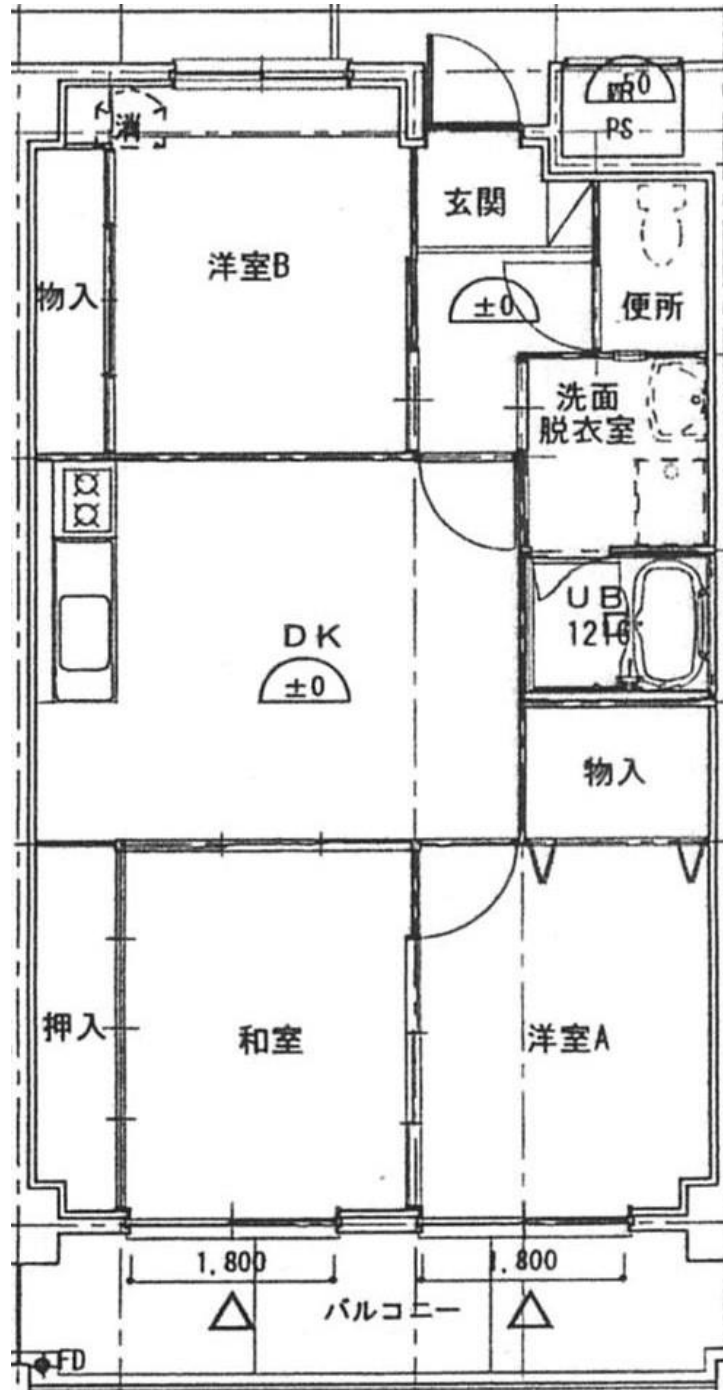
川辺西タウン C 棟403号室



川辺東タウン A 棟 206 号室



川辺東タウン B 棟302号室



川辺東タウンB 棟307号室